

応接録

相談者 内閣官房国家安全保障局、防衛省防衛政策
局防衛政策課、同省整備計画局防衛計画課

担当者 古渡参事官、河田参事官補

相談年月日 令和4年11月28日～12月15日

〔件名〕「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」について

〔相談・応接要旨〕

「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」について照会があったところ、意見がない旨回答した。

(参考資料)・「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書
・反撃能力について

〔備考〕

近藤長官、岩尾次長及び木村第一部長に相談済み。

わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。昨年私が答弁したのは、普通の場合、つまり他に防御の手段があるにもかかわらず、侵略国の領域内の基地をたたくことが防御上便宜であるというだけの場合を予想し、そういう場合に安易にその基地を攻撃するのは、自衛の範囲には入らないだろうという趣旨で申したのであります。この点防衛庁長官と答弁に食い違いはないものと思います。

以上が政府を代表して、総理大臣からの本問題についての答弁でございます。

(1956年2月29日衆議院内閣委員会 船田中防衛庁長官答弁)

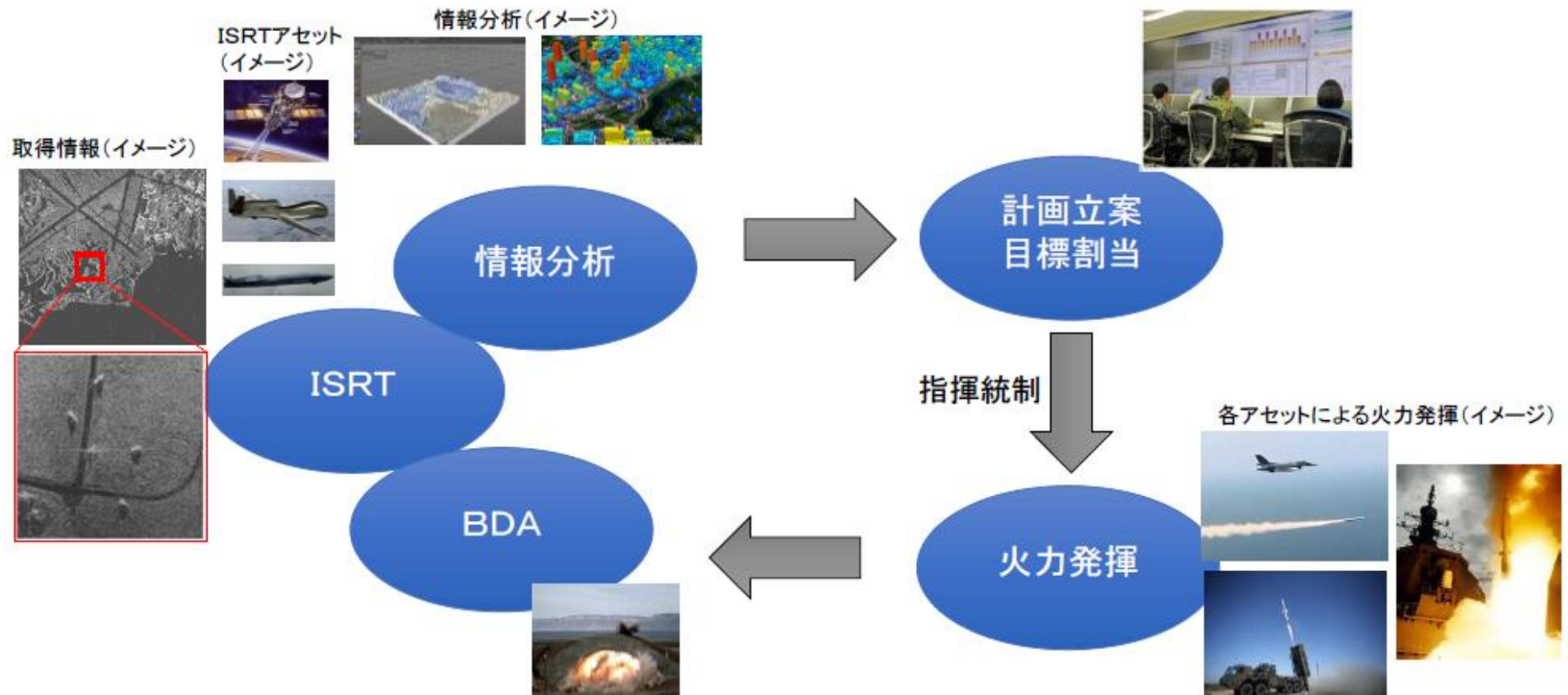
その点はさいぜん総理大臣から詳細に申し上げたと存じますが、御承知のように設例として、国連の援助もなし、また日米安全保障条約もないというような、他に全く援助の手段がない、かような場合における憲法上の解釈の設例としてのお話でございますから、例を飛行機とか誘導弾とかいろいろなこととありますが、根本は法理上の問題、かように私どもは考えまして、誘導弾等による攻撃を受けて、これを防御する手段がほかに全然ないというような場合、敵基地をたたくことも自衛権の範囲に入るということは、独立国として自衛権を持つ以上、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨ではあるまい。そういうような場合にはそのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに他に全然方法がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくということは、法理的には自衛の範囲に含まれており、また可能であると私どもは考えております。しかしこのような事態は今日においては現実の問題として起りがたいのでありまして、こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない。かようにこの二つの観念は別個の問題で、決して矛盾するものではない、かように私どもは考えております。

(1959年3月19日衆議院内閣委員会 伊能繁次郎防衛庁長官答弁)

出典：国会会議録より抜粋

日米共同対処

- 以下のオペレーションのサイクル、特に目標情報の共有、反撃を行う目標の分担、成果についての評価の共有等について、日米で協力を行うことが考えられる



※ ISRT: Intelligence Surveillance Reconnaissance Targeting (情報収集、警戒監視、偵察、追尾等)

※ BDA: Battle Damage Assessment (攻撃の成果についての評価)

存立危機事態との関係

- 従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「**海外派兵**」は、**一般に、自衛のための必要最小限度を超える**ものであって、**憲法上許されない**と解してきている。
- 他方、政府としては、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）を決定する以前から、誘導弾等の基地をたたくなどの他国の領域における武力行動で「自衛権発動の三要件」に該当するものがあれば、憲法上の理論としてはそのような行動をとることが許されないわけではないとしてきており、「反撃能力」の考え方は、**限定的な集団的自衛権の行使も含め**、「武力の行使」の三要件の下で行われる**自衛の措置としての「武力の行使」にもそのまま当てはまるもの**と考えている。

参議院平和安全特委会議録(平成27年9月14日)(抜粋)

- 横畠法制局長官 (略)いわゆるホルムズ海峡の事例のように、他国に対する武力攻撃それ自体によって国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことになるという例外的な場合が考えられるということは否定できませんが、**実際に起こり得る事態というものを考えますと、存立危機事態に該当するのにかかわらず武力攻撃事態等に該当しないということはまずないのではないかと考えられる**と思います。

平和安全法制に関する合意事項(5党合意)(平成27年9月16日)

- 2 存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態等に該当しない例外的な場合における防衛出動の国会承認については、**例外なく事前承認を求めること**。

現在の安全保障環境を踏まえれば、存立危機事態に該当するような状況は、同時に武力攻撃事態等にも該当することがほとんどで、**存立危機事態と武力攻撃事態等が重ならない場合は、極めて例外**である。

基本的な考え方は国家安全保障戦略・国家防衛戦略に反映。細部は、国会答弁等にて説明

この政府見解は、2015年の平和安全法制に際して示された武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるものであり、今後保有することとする能力は、この考え方の下で上記三要件を満たす場合に行使し得るものである。